

令和7年10月14日

所属長 各位

三木町長 伊藤 良春

令和8年度予算編成方針について

令和8年度の予算編成方針を次のとおり定めましたので、三木町予算規則第3条の規定に基づき通知します。

記

1 国の経済情勢

我が国の経済は、頻発する自然災害への対応を始めとする国内での様々な課題、自国第一主義や権威主義的国家の台頭による国際秩序の変化、米国による一連の関税措置及びその後の対応措置の応酬など多くのリスクに直面する一方で、GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率の実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。政府は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させるとともに、地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業継承・M&Aを後押しするなど、施策を総動員して取り組んでいくとしている。

2 本町の財政状況

本町の財政状況は、財政健全化法に基づく、健全化判断比率等の財政指標において、現在は健全性を確保しているところではあるが、超高齢社会の進行による社会保障関係費の増加に加え、物価や人件費の高騰による各種経費の増加など、経常的な経費の大幅増加が、町財政に深刻な影響を与えている。さらには、近年、学校給食センターや認定こども園の整備などの大型建設事業にも取り組んでおり、各種基金を最大限に活用し、予算編成を行っている状況である。今後も白山文化センターの建替えや学校施設の老朽化に伴う修繕など、本町にとって必要不可欠な事業が多く計画されていることもあり、引き続き、基金に依存した財政運営が続くと見込まれ、本町の財政状況は、これまでにない厳しい状況に陥っていくことが想定されている。

3 予算編成の基本方針

上述のとおり、本町の財政状況がかつてない厳しい状況に陥っていく中、これまでのように全ての施策を実施することは困難である。全ての施策を一から見直し、限られた行財政資源の選択と集中を押し進め、一丸となって行財政改革に取り組むことで、身の丈に合った持続可能な財政運営を目指す必要がある。

そのため令和8年度の予算編成は以下3つの基本方針に基づき行う。

(1) 「スクラップ・フォー・ビルド」の徹底

町が持つ行財政資源には限りがあることを自覚し、前年度踏襲とすることなく、既存の事業についてゼロからの見直しを行うこと。特に新規・拡充事業については、既存事業の廃止・縮小を検討し、必要な財源を捻出するよう努めること。

(2) 将来を見据えた予算編成

長期的に支出が見込まれる事業や後年度に多額の経費が見込まれる事業については、真に必要な施策かどうかを十分に検討し、事前に綿密な事業計画を立てた上で、可能な限り単年度に負担が偏らないよう、財政的に無理のない要求を行うこと。

(3) 一般財源の抑制・特定財源の確保

一般財源の支出が多額となる事業は、特に費用対効果を十分検討し、徹底した一般財源の抑制に努めつつ、国・県の動向を注視し特定財源の獲得にも努めること。

また、令和8年度の要求については、令和7年度当初予算比：97%（一般財源ベース）を上限として要求すること。

重点事業として予算の優先配分を行うものは、以下の4事業とする。

【令和8年度の重点事業】

- 認定こども園整備に係る事業
- 白山文化センター整備に係る事業
- 公共施設の長寿命化等に係る事業
- 災害に強い安全・安心のまちづくりに係る事業